（特掲診療料の施設基準等の一部改正）

第二条　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） アバダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤 アニフロルマブ製剤	**別表第九**　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） アバダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤 （新設）

（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件の一部改正）

第三条　特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和八年厚生労働省告示第七十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） パロペグテリパラチド製剤 アバダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤 アニフロルマブ製剤 **別表第十二**　削除	**別表第九**　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） パロペグテリパラチド製剤 （新設） （新設） **別表第十二**　介護老人保健施設入所者について算定できない検査、リハビリテーション、処置、手術及び麻酔 一　算定できない検査 (1)　検体検査（医科点数表区分番号Ｄ００７の36に掲げる血液ガス分析及び当該検査に係る医科点数表区分番号Ｄ０２６の４に掲げる生化学的検査(Ⅰ)判断料並びに医科点数表区分番号Ｄ４１９の３に掲げる動脈血採取であって、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。） (2)　呼吸循環機能検査等のうち医科点数表区分番号Ｄ２０８に掲げる心電図検査及び医科点数表区分番号Ｄ２０９に掲げる負荷心電図検査（心電図検査の注に掲げるもの又は負荷心電図検査の注１に掲げるものであって、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行う診療に係るものを除く。） (3)　負荷試験等のうち肝及び腎のクリアランステスト、内分泌負荷試験及び糖負荷試験 (4)　(1)から(3)までに掲げる検査に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な検査 二　算定できないリハビリテーション (1)　脳血管疾患等リハビリテーション (2)　廃用症候群リハビリテーション (3)　運動器リハビリテーション (4)　摂食機能療法 (5)　視能訓練 (6)　(1)から(5)までに掲げるリハビリテーションに最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊なリハビリテーション